

## 外国人工作許可証の統合と社会保険への対応

### 外国人の社会保険未加入問題

外国人工作許可証と社会保障カードの統合が 2024 年 12 月 1 日から運用され、外国人工作許可証を新規申請、延期、変更、抹消を行う場合には、社会保障カードに統合されます。統合により外国人の社会保険未加入問題が注目されています。また、2011 年に中国国内で就労する外国人参加社会保険暫定弁法が法整備され一部の地域で運用上、未加入で社会保険料の納付をしていない状態ですが 2024 年 12 月 23 日に一部改正がありました。これらの改正は利便性の向上や外国人の権利保護を目的にしており、社会保険の加入が当然の流れと思われます。一方で費用負担の増加という企業においては、駐在員の業務の在り方、赴任規程の見直し、日中社会保障協定の適用などの対応が求められます。

### 外国人工作許可証と社会保障カードの統合

#### 工作許可

工作許可の申請、延期、変更と抹消は「外国人来華工作管理服务システム」を通じてネット上で行い、外国人が入国後に現物の外国人工作許可証の再申請手続きは必要としない。

#### 就労ビザ

外国人は「外国人工作許可通知」をもって中国国内で Z ビザの申請を行う。

#### 電子社会保険カードの取得

外国人は入国後にスマホで電子社会保障カードアプリをダウンロードして氏名、工作許可番号或いは社会保障番号等の情報を登録、氏名等の認証後に工作許可情報等を記載した電子社会保障カードを取得する。

#### 居留証の手続き

外国人は Z ビザをもって入国後に「外国人工作許可通知」或いは工作許可情報等が記載された電子社会保障カードをもって工作地の公安出入国部門で居留証の手続きをする。

#### 社会保険の加入

外国人を雇用する単位或いは外国人個人は「外国人工作許可通知」或いは電子社会保障カードをもって社会保障オンライン行政システム又は社会保障取扱機構を通じて外国人の社会保険加入登記を行うことができる。

西 山 会 計 事 務 所

<http://nishiyama-accountingfirm.com/>

## 中国国内で就業する外国人参加社会保険暫定弁法(一部改正)

「外国公文書の認証を不要とする条約」の加入義務を果たすため、外国人が社会保険に加入するための関連証明書の名称やコード規則が変更されたことに伴い全部で 12 条あるうち第 1 条、第 2 条、第 7 条、第 11 条 2 項が改正されました。実質的な改正は第 7 条のみです。

### 第 7 条

中国国外で毎月、社会保険給付を受ける資格のある外国人は年に一度、社会保険の受給資格の審査を受ける。受給資格の審査は社会保険の給付を担当する機構に中国大使館、領事館が発行する生存証明或いは中国大使館、領事館で認証された居住国の公証、認証機関の生存証明を提供する。また関連規定によりインターネットを通じて行うこともできる。中国が締結し参加する国際条約に他の規定があるときは、条約の規定に従う。

外国人が合法的に入国したときは年に一度、社会保険の受給資格の審査を受ける。受給資格の審査は規定によりインターネットを通じて自己手続きとし、社会保険事務機構に行き生存状況を証明もできる。